# 日光市監査委員告示第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、定例監査を 実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年12月15日

日光市監査委員 柴 田 明

日光市監査委員 佐藤裕子

日光市監査委員 川 村 寿 利

1 監査の対象 日光小学校、今市小学校、今市第三小学校

2 監査の期間 令和5年11月8日~令和5年11月21日

3 監査の結果 別紙のとおり

# 令和5年度 定例監查結果

### 1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準(令和2年日光市監査委員訓令第1号)に準拠して実施した。

## 2 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づく定例監査

## 3 監査の対象

日光小学校

#### 4 監査の期間

令和5年11月8日~令和5年11月21日

#### 5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

## 6 監査の実施内容

- (1) 令和4年度事務事業について、令和5年5月末日現在で実施した。
- (2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は校長から総括説明を 受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。また、現金の保管状況の調 査と施設等の状況を調査した。

# 7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所 管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

### 8 意見及び要望

(1) 保護者から徴収している教材費、PTA会費等の準公金については、口座振替を利用しているため、現金の取り扱いは必要最小限になっており、事務の効率化及びリスク管理が図られている。引き続き、取り扱いに際してはダブルチェックを確実に行い、事故防止に

努められたい。

# 令和5年度 定例監查結果

## 1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準(令和2年日光市監査委員訓令第1号)に準拠して実施した。

## 2 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づく定例監査

## 3 監査の対象

今市小学校

### 4 監査の期間

令和5年11月8日~令和5年11月21日

#### 5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

## 6 監査の実施内容

- (1) 令和4年度事務事業について、令和5年5月末日現在で実施した。
- (2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は校長から総括説明を 受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。また、現金の保管状況の調 査と施設等の状況を調査した。

# 7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所 管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

### 8 意見及び要望

(1) 保護者から徴収している教材費、PTA会費等の準公金については、口座振替を利用しているため、現金の取り扱いは必要最小限になっており、事務の効率化及びリスク管理が図られている。引き続き、取り扱いに際してはダブルチェックを確実に行い、事故防止に

努められたい。

# 令和5年度 定例監查結果

### 1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準(令和2年日光市監査委員訓令第1号)に準拠して実施した。

## 2 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づく定例監査

# 3 監査の対象

今市第三小学校

## 4 監査の期間

令和5年11月8日~令和5年11月21日

#### 5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

## 6 監査の実施内容

- (1) 令和4年度事務事業について、令和5年5月末日現在で実施した。
- (2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は校長から総括説明を 受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。また、現金の保管状況の調 査と施設等の状況を調査した。

# 7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所 管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

### 8 意見及び要望

(1) 保護者から徴収している教材費、PTA会費等の準公金については、口座振替を利用しているため、現金の取り扱いは必要最小限になっており、事務の効率化及びリスク管理が図られている。引き続き、取り扱いに際してはダブルチェックを確実に行い、事故防止に

努められたい。